

今こそ知っておきたい

# 暗号資産の税務を網羅!

一冊ですべてわかる!

## 暗号資産の 税務処理と 調査対応の ポイント

令和  
6年度  
補訂版

[監修] 武田恒男

[体裁] A5判 / 404頁

[定価] 5,280円 (本体:4,800円+税10%)

一冊ですべてわかる!》》

## 暗号資産の 税務処理と 調査対応の ポイント

令和6年度  
補訂版

編著・監修 武田 恒男

わかりづらい暗号資産を  
税務処理から調査対応まで徹底解説!  
最新の情報・取扱いを登載した  
実務家必携の一冊!!

第一法規

● 暗号資産の  
● 税務に精通する  
● 著者が解説!



● 基礎知識から税務処理のポイント、  
● 税務調査対策まで把握できる!

● 令和6年度  
● 税制改正の  
● 内容を反映!



● 暗号資産の税務処理について、  
● 税目ごとにその判断の拠り所や  
● 押さえておくべき留意点がわかる!

### 目次

第1章 暗号資産取引の基礎

第2章 暗号資産と税務の取扱い

第3章 暗号資産の会計処理

第4章 暗号資産の確定申告

第5章 暗号資産の税務調査

第6章 暗号資産取引の課税をめぐる裁決事例・裁判例等



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

☎ Tel. 0120-203-694  
☎ Fax. 0120-302-640

# 暗号資産の最新情報や税務処理、調査対応のポイントについて 事例を参考に理解できる！

## 第2節 所得税

### 1 暗号資産取引による所得の総収入金額の収入すべき時期

所得税は、暦年ごとの所得を単位として累進税率を適用して課税するから、いつの年の収入となるかによってその負担額に大きな差が生じる。所得税法上、収入金額とは、実際に支払いを受けた金額ではなくて、収入すべき金額である。この収入すべき金額の収入すべき時期は、所得の種類により、また同一の所得であってもその収入の態様により、それぞれ異なるものと解されている。

暗号資産取引により生じた損益については、原則として雑所得に区分され（「3 暗号資産取引の所得区分」を参照）、暗号資産取引による所得の総収入金額の収入すべき時期は、暗号資産の引渡しがあった日の属する年分となる。暗号資産の売却に関する契約をした日の属する年分として所得税等の確定申告をすることができる。

### 暗号資産の売却による所得の総収入金額の収入すべき時期

**Q** 令和3年に取引所を通じて購入した暗号資産を、令和4年1月に取引所を通じて売却し、日本円に換算して口座に入金しました。売却により利益が生じた場合、令和4年分として所得税等の確定申告をすべき時期は、いつになりますか。

**A** 暗号資産の売却等により生じた利益は、令和4年分として所得税等の確定申告をすべき時期は、令和4年1月になります。

れ、原則として暗号資産の引渡しがあった日の属する年分となるので、令和4年分として所得税等の確定申告を行うことになる。

なお、仮に約定日が令和4年12月で受渡日が令和5年1月となった場合には、どちらかを選択することになるので、税負担を考慮し有利となる方を選択する。

### 【関係法令等】

所法35、36 所基通36-12、36-14

### 解説

所得税法では、各種所得の金額の計算上、前提となる収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額の範囲や、当該金額をどの

### 5 暗号資産の取得価額

暗号資産の取得価額は、その取得の方法（適格分社型分割により分割法人から取得等した場合等の別段の定めがあるものを除く。）他に応じ、それぞれ次による（法令118の5）。

- ① 購入した場合（デリバティブ取引による資産の取得の規定の適用があるものを除く。）には、その購入の代価・購入手数料等その他購入のために要した費用を加算した金額となる。
- ② 自己が発行することにより取得した場合には、その発行のために要した費用の額となる。
- ③ 上記①②以外の場合には、その取得の時ににおける暗号資産の取得のために通常要する価額となる。

なお、暗号資産をいわゆるマイニング（採掘）により取得した場合、その取得した暗号資産の取得時点の価額（時価）については益金の額に計上され、マイニングに要した費用については損金の額に算入されることとなる。

### 暗号資産の取得価額（手数料）

**Q** 当社は、国内の暗号資産交換業者から〇年9月1日に4BTCを8,000,000円で購入し、購入時に消費税等込みで手数料2,200円を支払いました。

この場合の購入した暗号資産の取得価額は、手数料を含む価額ですか。

**A** 質問の場合、暗号資産の取得価額は購入の代価8,000,000円に、

購入時の手数料2,200円を加算した8,002,200円になる。

暗号資産の取得価額は、①対価を支払って取得（購入）した場合には購入時に支払った対価の額となり、②自己が発行した場合にはその発行のために要した費用の額となり、③暗号資産同士の交換、マイニング（採掘）、分裂（分岐）などにより暗号資産を取得した場合の取得価額は取得時点の価額（時価）になる。なお、分裂（分岐）により暗号資産を取得した場合の取得価額は0円<sup>(注)</sup>となる。

（注）暗号資産の分裂（分岐）に伴い取得した新たな暗号資産については、分裂（分岐）時点において取引相場が存しておらず、同時点において価値を有していないと考えられることから取得価額は「0円」となる。

【参考】消費税の課税事業者（税抜経理方式を適用）である法人が、質問の取引を行う場合の購入した暗号資産の取得価額は、8,002,000円になる。

消費税法では、暗号資産などの支払手段等の譲渡は非課税とされているが、暗号資産交換業者に対して取引の仲介料として支払う手数料は、仲介に係る役務の提供の対価に該当し、消費税の課税対象になる。また、質問の法人が消費税法上の課税事業者に該当し、かつ、税抜経理方式を適用している場合には、手数料に含まれる消費税等の額（200円＝2,200円×10/110）と課税取引の対価の額（2,000円＝2,200円－200円）を区分し、課税取引の対価の額を暗号資産の支払対価の額に加算した金額（8,002,000円＝8,000,000円＋2,000円）が購入した暗号資産の取得金額となる。

### 【関係法令等】

法法61、法令118の5、「消費税法等の施行に伴う法人税の取

お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索



キリトリ線

申込書（第一法規刊）		
書名	価格	部数
一冊ですべてわかる！ 暗号資産の税務処理と調査対応のポイント 令和6年度補訂版 [096644]	定価5,280円（本体4,800円＋税10%）	部

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。  
\*消費税は申込日時時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

（いずれかを✓で選択ください。） 代金引換により支払います。 現金品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に 現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 \_\_\_\_\_

**ご住所** \_\_\_\_\_

**事務所名** \_\_\_\_\_ 公用 私用

**フリガナ** \_\_\_\_\_ **TEL** \_\_\_\_\_

**ご氏名** \_\_\_\_\_ **E-mail** \_\_\_\_\_

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム（<https://www.daiichihokai.co.jp/support/contact/contact.php>）からダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

### 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先  
〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
☎FAX.0120-302-640

書店印